

持続化給付金に関するお知らせ

支援対象を拡大します

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける中小法人・個人事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える**持続化給付金**を支給しております。

この度、これまで対象となっていなかった、以下の事業者を**新たに対象**とします。

1

主たる収入を

雑所得・給与所得

で確定申告した個人事業者

2

2020年1月～3月

の間に創業した事業者

どちらのケースも、収入が50%以上減少していることが条件です。

従来の申請と比べて、**ご提出いただく書類が変わります。**

給付額

1

最大100万円

(注) 対象月：売上等が▲50%以上の月

(式) $\text{前年の収入} \times \frac{\text{対象月の収入} \times 12 \text{ヶ月}}{\text{前年の収入}}$

※業務委託契約等に基づく事業活動からの収入に限ります

2

中小法人等 **最大200万円**、個人事業者等 **最大100万円**

(式) $\frac{\text{今年1月～3月の総売上}}{\text{今年3月までの創業後月数}} \times 6 - \text{対象月の売上} \times 6$

申請方法、申請開始日

新たに対象となった方の申請は**6月29日**より受付開始

申請は、**WEB・スマホ**から電子申請

(全国に設置した申請サポート会場でも申請が可能)

※従来よりも、審査に時間を要することが想定されます。

※審査の結果、給付要件を満たさない場合には給付できません。

裏面に、要件や必要書類をまとめてあります。ぜひ、ご一読を。

裏面へ

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者 (業務委託契約等に基づく事業活動からの収入に限ります)

対象者の要件・必要書類は以下の通りです。

要件 以下の要件を満たす事業者が対象となります。

- (1) 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入であって、
雑所得・給与所得として計上されるものを主たる収入として得ており、
今後も事業継続する意思がある（※確定申告で事業収入あり⇒現行制度で申請）
- (2) 今年の対象月の収入が昨年の月平均収入と比べて50%以上減少している
- (3) 2019年以前から、被雇用者又は被扶養者ではない

必要資料 申請時には、以下の書類を提出してください。 ※黄色マーカー分が追加

- (1) 前年分の確定申告書
- (2) 今年の対象月の収入が分かる書類（売上台帳等）
- (3) (1)の収入が、業務委託契約等の事業活動からであることを示す書類
 - ① 業務委託等の契約書の写し 又は 契約があったことを示す申立書
 - ② 支払者が発行した支払調書 又は 源泉徴収票
 - ③ 支払があったことを示す通帳の写し
 ※①～③の中からいずれか2つを提出（②の源泉徴収票の場合は①との組合せが必須）
- (4) 国民健康保険証の写し
- (5) 振込先口座通帳の写し、本人確認書類の写し

2 2020年1月～3月の間に創業した事業者

創業月～3月の月平均収入と比べ、対象月の収入が50%以上減少している事業者が対象

例 今年2月に創業し、6月を対象月として申請する場合 ※対象月は4月以降から選択

1月	2月	3月	4月	5月	6月
	40万円	60万円	30万円	30万円	20万円
月平均 50万円			対象月		

創業月から対象月までの各月の収入額は、**税理士が確認した毎月の収入を証明する書類**で確認いたします。

詳細情報はコチラ

本資料でご紹介した内容の詳細は、HPにてご案内しております。

- 1 申請要領（主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向け）
- 2 申請要領（中小法人等向け、個人事業者等向け）をご確認ください。

経済産業省 持続化給付金事務局



申請サポート会場

全国に設置したサポート会場で、電子申請をサポートします。
設置箇所・予約方法については、持続化給付金事務局HPをご確認ください。

持続化給付金事務局



持続化給付金事業 コールセンター

0120-115-570、[IP電話専用回線] 03-6831-0613

※受付時間 8:30～19:00 6月（毎日）・7月～12月（土曜日を除く日から金曜日）